

平成26年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者コースA日程入学試験第2次選抜

民事系科目

時 間 9:30~12:40

●注意事項（よくお読みください）

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 自分の受験番号と机の上の受験番号が同じであることをよく確かめてください。
3. 時計のアラーム、携帯電話等の電源は切ってください。
4. 机の上に置いてよいものは、①受験票、②筆記用具（鉛筆、ペン、消しゴム）、
③鉛筆削り（電動式を除く）、④時計（携帯電話やP H Sを時計として使用することは認めない）、⑤メガネ、⑥目薬、⑦ティッシュペーパー、⑧ハンカチです。
これらは、予め机上に置いておいてください。
5. 上記4で掲げた試験のために必要なもの以外は、かばんに入れて椅子の下に置いてください。電源を切った携帯電話も、身につけて、かばんに入れてください。
6. 配布物は、①問題冊子、②解答用紙、③下書き用紙、④六法の4種類です。足りないものがあったら、挙手で合図し、試験監督にその旨申し出てください。
7. 解答用紙の所定の欄に、受験番号と氏名を記入してください。解答用紙は、全部で5枚あります。そのすべてに受験番号と氏名の記載欄がありますので、漏れなく記入してください。なお、解答用紙はホチキスで綴じられていますが、その針は外さないでください。
8. 試験問題は、問題1～5の5つがあります。必ず指定の解答用紙を使ってください。解答用紙はそれぞれ両面になっています。なお、解答用紙が足りなくなった場合は、解答用紙の追加分を渡しますので、監督者に挙手で合図してください。解答用紙の追加分を使用する場合は必ず、上段の問題番号記載欄に、対応する問題番号を記入してください。
9. 試験時間は、190分です。中途退席は原則として試験開始後40分まで認めません。また、中途退席者は、再度入室することができません。試験終了直前の10分間も退席できませんので、よく注意してください。ただし、気分が悪くなったり、トイレに行く必要があるときは、近くの監督者に挙手で合図し、遠慮なく申し出てください。
10. 試験開始後、受験者本人であることの確認（写真照合）を行います。その際は、監督者にご協力ください。

以下の 5 問、問題 1 から問題 5 にすべて解答せよ。
(配点 : 全問とも 50 点)

問題 1

以下の 2 つの事実関係を読み、設間に答えなさい。

【事実関係 1】

Aは、Bに対して自己所有地(以下、「本件土地」と称する)を 3000 万円で売却し、代金を受領し、本件土地を引き渡したが登記はA名義のままであった。事業資金のやり繩りに窮していたAは、本件土地が自己名義のままであることに乘じて、本件土地をCにも 2000 万円で売却し、Cは代金を支払い所有権移転登記も得た。そこで、Cは、Bに対して本件土地の引渡しを請求したが、Bは、AB間の売買契約の債務不履行に基づくAに対する損害賠償請求権について本件土地に対して留置権を主張してCの請求を拒んだ。

【事実関係 2】

Pは、Qに対して時計(以下、「本件時計」と称する)の修理を依頼した。Qは、早速本件時計を修理し、約束の期日に修理代金の支払いと引換えに本件時計を引き取りに来るよう連絡したが、その後、Pは、Qの店に姿を見せることなく本件時計をRに売却し、指図による引渡しをした。そこで、Rは、Qに対して本件時計の返還を請求したが、Qは、Pに対する修理代金債権について本件時計に対して留置権を主張してRの請求を拒んだ。

〔設問〕

【事実関係 1】においては、BはCに対して、【事実関係 2】においては、QはRに対して、それぞれ民法上留置権を主張することができるであろうか。双方の事案の相違に着目しながら論じなさい。

問題2

以下の事実関係を読み、設間に答えなさい。

【事実関係】

2011年4月に、Aはカラオケ店舗を営業するために、Bから建物甲を月額賃料30万円で賃借した。Aが甲の引渡しを受けてカラオケ店を営業していると、近隣の住民から歌声が漏れて不快であるとの苦情が殺到した。Aは、建物甲を賃借する際には、Bから防音工事は既に終了済みであると聞いていたが、やむを得ないので、急遽、300万円をかけて防音工事を施した。

2012年3月に建物甲はBからCに譲渡され、所有権移転登記も経由された。

〔設問〕

Aの支出した防音工事費は誰にどの時点で、どのような理由に基づいて請求できるか理由とともに答えなさい。

問題3 ([設問1] 25点、[設問2] 25点)

以下の事実関係を読み、各設問に答えなさい。

【事実関係】

A（男）とB（女）は、2002年に婚姻した夫婦である。Bは、2003年1月にCを、2005年3月にDを出産した。CはAの子であったが、DはBが知人のE（男）と関係を持ったことによって出生した子であった。Bは、Dの出生後まもなくして、Dの血縁関係上の父はEであることを知ったが、Aには何も告げなかった。

その後、BがAの親戚の悪口を言いAと口論になるなど、夫婦仲は必ずしも円満ではなかつたものの、家族4人の生活が続いていたところ、Aは、2011年秋頃に部下のF（女）と恋愛関係になり、2012年3月に家を出てFと同棲を始めた。別居後もAはBらの生活費として月30万円をBの口座に振り込んでいたが、2012年12月にDの血液型を初めて知る機会があり、Dが自分の実の子でないことに気がついた。

[設問1]

Aは、2013年4月にDとの親子関係の不存在確認の訴えを提起したが、却下され、この訴訟は確定した。Aのこの訴えが却下されたのはなぜか。AとDの法律上の親子関係の存否という点から説明しなさい。

(注) Bは親子関係不存在確認調停で合意に応じておらず、家事事件手続法277条の合意に相当する審判については論ずる必要はないものとする。

[設問2]

AとBは2013年8月にCDの親権者をBとし、清算的財産分与としてAからBに1000万円を支払うこととして離婚した。離婚成立後間もなくして、BはAに対してCDの養育費の支払いを求め、家庭裁判所に申立てをした。Bのこの養育費請求は認められるか。

問題4 ([設問1] 20点、[設問2] 30点)

各設間に答えなさい。

[設問1]

公開会社でない株式会社では、募集株式の発行等を行う場合における募集事項の決定は、原則として株主総会の特別決議による必要がある。その理由について、簡潔に説明しなさい。

[設問2]

手形行為独立の原則は、なぜ認められているのか。簡潔に論じなさい。

問題5

裁判上の自白とは何か、簡潔に説明した上で、その成立要件及び効果並びに撤回の可否について論じなさい。